

①「不在者投票用紙等の請求依頼書」を徴収（入院(所)者 ⇒ 病院等）

- ※入院(所)者が下記の不在者投票事由に該当するか判断
- ・病院等の所在地が、その選挙人の属する投票区（自宅周辺等）の区域外にある場合
 - ・選挙人が疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難である場合

②投票用紙等の「請求書」を作成・送付（病院等 ⇒ 市町村選管）

※公示日の前でも請求は可能

③投票用紙等の送付・交付（市町村選管 ⇒ 病院等 ⇒ 入院(所)者）

④投票の記載・提出（入院(所)者 ⇒ 病院等）

- ※入院(所)者においてすることは次のとおり
- ・投票用紙に候補者 1 人の氏名を自書（入院(所)者の状況により代理投票も可）
 - ・投票用紙を不在者投票用内封筒（小さい方の封筒）に入れて封をする
 - ・封をした内封筒を不在者投票用外封筒（大きい方の封筒）に入れて封をする
 - ・不在者投票用外封筒の「投票者」欄に自分の氏名を自署（代理投票の場合は代理記載）

⑤不在者投票外封筒の確認・裏面への記載（病院等）

- ・外封筒に封をされていること、選挙人の氏名が記載されていることを確認
 - ・裏面の投票年月日等を記載
- ※投票立会人の氏名だけは、必ず立会人本人が自署**

⑥不在者投票の送致（病院等 ⇒ 市町村選管）

- ・「不在者投票送致書」を同封の上、郵送する場合はレターパックを使用
- ・「送致日誌」へ投票日や送致日を記載

⑦不在者投票明細書・外部立会人明細書の送付（病院等 ⇒ 県選管）

※選挙終了後に送付、県選管において確認の後、経費を交付

<注意事項>

- ・不在者投票ができる期間 選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日まで
- ・不在者投票を取扱う時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 ※入院(所)者から、あらかじめ定めた任意の日時以外で不在者投票の申出があった場合でも、それが不在者投票期間である限り、この申出を断ることはできません。
- ・不在者投票を行う場所に必要の人員
 投票立会人が必ず 1 名以上必要。（市町村選管に外部立会人を依頼することも可）
 事務従事者は、代理投票の補助者に充てることも考慮すれば、最低 3 名は必要。
 ※不在者投票管理者、投票立会人、事務従事者はそれぞれを兼ねることが不可。
- ・投票用紙等の請求はしたが入院(所)者が投票をせず、未使用となった投票用紙等は速やかに市町村選管へ返却する。